平成30年度第1回伊勢市障害者施策推進協議会手話言語等コミュニケーション推進部会 議事録

開催日時:平成30年7月13日(金)午後7時00分~8時38分

開催場所:伊勢市役所東庁舎3階防災対応スペース

出席委員:倉野直紀委員、潮田元美委員、奥山三重子委員、山本一枝委員、仲西正克委員、大屋隆委員、

仲西弘委員、木戸智子委員、白前加余子委員、道端美恵委員、川合久美委員

事務局 : 障がい福祉課長 他2名

通訳者 : 手話通訳者 2 名、要約筆記通訳者 2 名

傍聴者 : なし

## 1 あいさつ

・障がい福祉課長よりあいさつ

## 2 伊勢市手話通訳者派遣事業について

#### ●意見

- ・伊勢赤十字病院で、聴覚障がい者が通訳者となかなか会えなかった案件がある。病院への通訳派遣など、聴覚障がい者と手話通訳者が初対面の場合、通訳者のビブス着用など、わかりやすいようにできないか。名札型の通訳者証は病院職員との区別がつきにくい。
- ・ビブスは目立ち過ぎ、聴覚障がい者も気持ちの良いものではない。現場によって工夫が必要。腕章があれば十分である。県登録通訳者には腕章が支給されており目印として実際に使用しているが、市のみ登録者は支給されていないので工夫を。また、通訳者だけでなく、聴覚障がい者も工夫が必要。
- ・伊勢赤十字病院の「総合案内」周辺には椅子が無く待合いの椅子に座ってしまい出会いにくくなる。 待ち合わせ場所には、不調の方でも座って待てる場所の指定を。
- 現場や状況に合わせたルールの整備を
- ・目印や待ち合わせ場所の工夫と、他市の方法も確認を。
- ⇒現状、伊勢赤十字病院への通訳者派遣については、待ち合わせ場所を総合案内と指定しているが、今後、体調に配慮し待ち合わせ場所について工夫をしていく。

# 3 伊勢市要約筆記通訳者派遣事業について

- ●意見(次年度以降の通訳者の登録条件について)
- ・現在登録している要約筆記奉仕員について

30 年度末時点で試験に合格していない場合は登録抹消となる。猶予期間を長く延長しても状況は変わらない。31年2月実施の統一試験に不合格であっても、座学 I、実技 I・IIの3項目の内、いずれか2項目合格者のみ1年間延長としてはどうか。一定のラインをクリアし、さらにレベルアップし、責任をもって活動できるようにするために試験制度を導入した。やみくもに延長することには賛成できないが、1年間の延長をお願いしたい。

・要約筆記者養成講座修了者について

学習者の離脱を防ぐため、講座修了者の受け皿を整えて欲しい。31 年 2 月実施の統一試験に不合格であっても、座学 I、実技 I ・ II の 3 項目の内、いずれか 2 項目合格者のみ 1 年間の仮登録、奉仕員と同等の扱いとし派遣も可能としてはどうか。

- ・登録の延長には条件をつけるべき (例:統一試験対策学習会への参加を必須とする)
- ・インターンとして派遣の工夫をしてはどうか。有資格者の負担にならない方法で。

- ・他県に手話通訳のインターン制度があり、有資格者にインターンが同行する。有資格者には謝礼を支払い、インターンは交通費のみ支給との定めを設けて実施しているところがある。
- ・インターン方式は派遣にかかる費用など、制度上の問題が起こってくる。方法の工夫が必要となる。
- ・制度上の課題も踏まえ、事務局と要約筆記者で話し合って良い方法を。
- ⇒意見をふまえ検討する
- 4 伊勢市手話言語条例にかかる施策について
  - ●質問
  - ・福祉協力校の学校名と対象児童数は?
  - ⇒社会福祉協議会の事業のため、障がい福祉課では把握していない。
  - ・学校教育課の取り組みの中で「手話を教えることができる教育支援ボランティアや地域住民がいれば、 その方々を招いての手話教室や手話体験など」とあるが、(講師候補として)地域の聴覚障害者福祉協 会が入っていない。今の認識のままでは地域はいつまでも変わらない。学校教育課に話を。
  - ・「聴力障がいのある児童・生徒への理解を深める学習を学級で行う」とあるが、誰がアドバイザーになるのか?また「県立聾学校の先生に来ていただき出前学習のような形で学習していく」とあるがどのような先生がいらっしゃるのか?
  - ⇒聴覚障がい児が在籍している学校については、学校から直接、聾学校に交渉し、聾学校から巡回相談 に来てもらっている。その中で個別の支援について助言をいただいている。
  - ・病院の取組みの中で、「受付などで簡単な手話のできるボランティアの募集」とあるが、7/15 号の広報いせで病院ボランティアを募集しており、そこに「手話通訳」と記載がある。病院は「手話のできるボランティア」を「手話通訳」と考えているのか?
  - ⇒病院が募集したいのは「受付などで手話で案内できるボランティア」である。今回の広報掲載の件は、 「手話ができること」と「手話通訳ができること」の違いや、「手話通訳」という言葉に対する認識の 違いから生じたもの。病院から「以後、留意します」との回答あり。
- 5 コンビニエンスストア用コミュニケーション支援ボードの作成について
  - ●意見
  - ・各店舗に配布する際、併せてパンフレット「きこえないんです~災害時の支援について~」を配布して はどうか?
  - ・誰がどのように配布するのかが懸念される。「聞こえない」とはどういうことか等、しっかり伝え、活用 してもらえるような配布方法の検討を。
  - ・誰のためのボードなのかをご理解いただいた上での配布を。聞こえないお客様等との円滑なコミュニケーションのために「(店員の) あなた方が是非使ってください」と一言添えて配布を。
  - ・配布後にモニタリングを実施するなど、関わり続けることが必要。しばらく経ってから、当部会のみでなく伊勢市手をつなぐ親の会とも話合いができるとよい。
  - ・知的障がい者も容易に使用できるよう、文は短く、外国語は入れない。
  - ・店員が使用する項目と客が使用する項目を、ページ・ライン・色、などで分けてはどうか。
  - ⇒再度レイアウトする
  - ・最終確認は部会長と事務局に一任
  - ・完成後、PR の方法は?
  - ⇒市長定例記者会見に提示し新聞各社に配布予定
  - 市のホームページからダウンロードできるようにするのか?
  - ⇒その方向で予定している

# 6 その他

- ●質問
- ・「臨時委員」の「臨時」とは?
- ⇒伊勢市障害者施策推進協議会の条例において、特別な事項を審議する必要があるときは「臨時委員」 を置くと定められている。条例に基づいた呼称であり、「臨時的」という意味合いではない。